

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間
2. 内 容
- 3.

目標1 社員の育児休暇取得を推進するため、業務の標準化（休業時のサポート体制の充実）を図る

<対策>

- ・令和4年10月～ 属人化している業務の洗い出しを行う
- ・令和5年1月～ 洗い出した属人化している業務のマニュアル化
- ・令和5年7月～ フォロー者（サブ担当）との業務の共有
実践を通して必要に応じてマニュアル内容の更新

目標2 従業員の年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする

<対策>

- ・令和4年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・令和4年12月 各部署において次年度の年次有給休暇の取得計画を策定する
- ・令和5年 6月 半年間の有給休暇消化状況を確認し、必要に応じて取得を促す
- ・令和5年12月～ 次年度の取得計画策定（以下繰り返し）